第１号議案　**帯広市立清川小学校開校 ６0周年記念事業協賛会会則(案)**

【名称】

第1条　本会は帯広市立清川小学校開校６０周年記念事業協賛会と称し、事務局を清川

小学校におく。

【目的】

第2条　本会は帯広市立清川小学校開校６０周年記念事業を企画し、これを実施する

ことを目的とする。

【組織】

第3条　本会は、清川小学校父母と先生の会、清川小学校同窓会、及び本会の趣旨に賛

同する者をもって組織する。

　第4条　本会には事務局並びに次の専門部をおく。また必要に応じて各種委員会を設置

する。

(1) 総務部　　総括、記念事業に関する事項、同窓会等との連絡調整

(2) 編集部　　記念誌発行に関する事、学校記念事業等の記録、資料収集保存

等に関する事項

【事業】

第5条　本会は次の事業を行う。

　　　　　(1) 開校 60周年記念事業（愛すキャンドル、タイムカプセル、ドローン撮影）

(2) 開校60周年記念誌発行

(3) その他、必要な事業

【役員】

第6条　本会に次の役員をおく。

(1)会長　　　　　　会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長 　　　　副会長は会長を補佐し会務の円滑な運営に努める。

(3)顧問 　 顧問は会長の詰問に対し、意見を述べるなど協力する。

(4)会計 会計は本会費について処理する。

(5)専門部部長　　 専門部長は専門部を代表し、専門部の業務遂行にあたる

(6)専門部副部長　 専門部副部長は部長を補佐し、部長が欠けたときは代行

する。

(7)監査　　　　 　 監査は本会会計及び業務を監査する。

(8)事務局長　　　 事務局長は会議案の作成、案内、記録を整理・保管し、

業務の遂行にあたる。

(9)事務局次長　 　事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき

は代行する。

【役員等の選出】

第7条 　本会の役員は以下のとおり選出する。

(1)会長、副会長、会計、顧問、監査、専門部正副部長、事務局長・次長は

準備委員会において選出し、総会において承認を得る。

(2)各専門部部員、事務局員、その他必要と認めた委員については会長が委

嘱する。

【役員の任期】

第8条　　本会の役員任期は今和６年１１月２８日から始まり、事業終了後の総会まで

とする。

【総会及び会議】

第9条　　本会の総会及び各会議は以下のとおり招集する。

(1)総会

総会は役員及び会長の委嘱する委員及び会員を以て構成する最高決定機

関であり、会務の遂行上重要な案件があるとき、会長が招集する。

(2)運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ決定機関とし、会長、副会長、監査、事務局

長、事務局次長、会計、専門部正副部長、並びに会長が必要と認めた委

員を以て構成し、業務の企画・運営上会長が必要と認めた時、会長が招

集する。

(3)三役会議

　　　　　　　　三役会議は会長、副会長、事務局長、会計で構成し、運営委員会議案及

び渉外事項等に関わり会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

(4) 専門部会

　　　　　　　　専門部長、専門部副部長、部員を以て構成し、部長が必要と認めたと

き、招集する。

【経費】

第1０条　本会の経費は積立金、協賛及び他の収入を以てあてる。

【帳簿】

第1１条　本会には以下の帳簿を備える

　　　　　　記録簿 会計簿、その他

【期間】

　第１２条　本会則は、帯広市立清川小学校開校６０周年記念事業協賛会をもって発効

し、決算報告をもって終了する。

【付則】

この会則は令和６年１１月２８日より施行する。